

避難行動要支援者名簿とは

市では、災害時に自力で避難することが難しく、支援を必要とする人の情報を記載した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。また、自身の個人情報を提供することに同意した人のみの名簿を地域の避難支援等関係者※に情報提供し、平常時からの見守りや災害発生に備えた避難支援の体制づくり、災害時の安否確認などに活用しています。

災害時に自力で避難することが難しく、支援を必要とする人は、「もしも」に備えて避難行動要支援者名簿に登録しましょう。

※消防、警察、民生委員、町内会、消防団など

名簿の登録対象者

災害時に自力で避難することが難しく、支援を必要とする人で、次のいずれかに該当する人（施設などに入所している場合を除く）。

- ▶ 満70歳以上の1人暮らしの人、または満70歳以上の人で構成された世帯の人
- ▶ 介護保険の要介護認定3以上の人
- ▶ 身体障害者手帳等級1・2級の人（心臓・腎臓の障害のみの人を除く）
- ▶ 愛護手帳A判定の人
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳等級1級の人
- ▶ その他支援を必要とする人（難病を有する人など）※登録を希望する場合はご相談ください。

申請方法

生活福祉課に備え付け、または市ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入の上、申請してください。



◀市ホームページはこちらからご覧ください。

普段から地域のつながりを

大規模な災害が発生したときには、公的機関の支援がすぐには行き届かないことが想定されます。そのような中で、大きな力となるのは地域での助け合いです。

普段から町内会活動などを通じて、隣近所の人とコミュニケーションを深めましょう。



あなたの街の

法律相談

～第71回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「相続土地国庫帰属制度」についてです。

問まちづくり支援課 ☎51-6777

耕作放棄地など管理不全土地の増加が深刻な社会問題となっています。そこで、相続を契機として望まずに取得した土地を国庫に帰属させる制度が誕生し、令和5年4月にスタートしました。

土地は対象外です。それ以外にも、急な崖がある、工作物・車両・樹木などがある、地下に土地の通常の管理または処分を阻害する物が埋まっているといった土地も国庫帰属不承認となることがあります。

Q 相続した土地を国が引き取る制度ができたと言いました。

A 本来、自宅敷地、田畑、山林など土地は重要な財産であり、相続が発生すれば、通常相続人のいずれかの人が引き継いできました。ところが近年、少子化・過疎化などの傾向が顕著となり、子が親の土地の利用を望まないケースが増えてきました。その結果、土地が適切に管理、利用されず放置され、空き地・空き家、

Q どのような手順をとるのでしょうか。

A 相続または遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地を取得した人が法務大臣（法務局）に対して承認申請を行い、要件審査を経て承認されれば、申請者が負担金を納付することでその土地は国庫に帰属します。

Q どのような土地でも引き取ってもらえるのでしょうか。

A 建物がある、担保権や使用収益を目的とする権利が設定されている、通路その他の他人による使用が予定されている、土壤汚染がある、隣地との境界が明らかでない、といった

Q 負担金はどれくらいかかりますか。

A 国庫帰属の要件を満たす場合には、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金の納付が必要です。例えば、宅地や雑種地については20万円（一部の市街地については面積に応じて算定した額）などとされています。

Q 相談はどこで行えますか。

A 各地の法務局で相談を行っています。

（文責 弁護士 橋本 明広）
弁護士法人青空と大地 ☎21-5162